

住まいの将来をご家族で話し合ってみませんか？ 「住まいのエンディングノート」 をご活用ください

不動産の
いかし方・しまい方
の確認に



空き家の問題に
困らないように



相続時の参考に
なるように



近年、地域住民の生活環境に支障をきたす空き家問題が後を絶たず、全国の自治体と同様、日野町でも大きな課題となっています。

空き家となる原因には、

- ・一人暮らしの高齢者の転居や施設入所
- ・物件の相続後に居住者がいない
- ・将来住む可能性がある
- ・家への愛着や他人が住むことの抵抗感から売却をためらう

などがあり、居住可能な住宅であるにも関わらず、結果的に空き家になるケースもあります。

町では、令和6年度に実施した空き家実態調査により、574戸の空き家を確認しています。居住可能な空き家であれば、利活用も可能ですが、管理がされていない空き家は、老朽化が進み、地域住民への迷惑になるだけでなく、事故が起きた際に損害賠償責任を負う場合があります。地域に悪影響を及ぼすような空き家にならないためには、早めの対策が必要です。

空き家問題は、今は関係ないと思っても、いずれ誰にでも起こり得る問題であり、他人事ではありません。これから空き家となるかもしれない「空き家予備軍」となる住宅をお持ちの方は、将来どうしていくのか、ご家族で話し合うことが空き家にならない対策になります。

これを機に、「住まいのエンディングノート」を活用しながら空き家について考えてみませんか。

「住まいのエンディングノート」を活用してみませんか？

「住まいのエンディングノート」とは

- ◎住まいの将来を考える際に参考となる情報を紹介しています。
- ◎ご家族が住まいのさまざまな判断や手続きを進める際に必要な情報を確認できます。
- ◎ご家族や大切な人と一緒に住まいの将来を考えるきっかけにご活用ください。

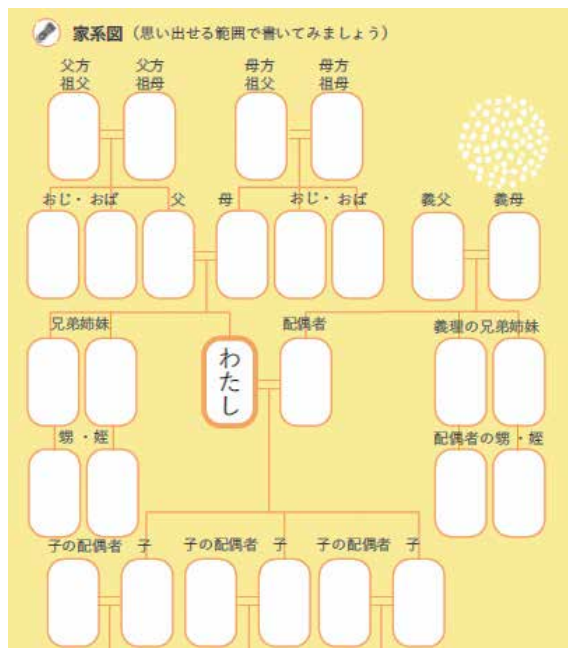


「住まいのエンディングノート」は、
ホームページからダウンロードできます。

国土交通省
ホームページ▶



「住まいのエンディングノート」の一部



所有している不動産（土地・住まい）などを記載しましょう

今後、所有している不動産をどうしたいか、ご家族と相談しながら記載してみましょう。資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

(1) 所有している土地

所在地	共有者氏名・持分率	所有の氏名 持分率	諸条件 など	どう処理したいか
	自身の持分	取得期間 加算額の算定基礎		
①			☐ 1 売却など自由にしてよい ☐ 2 貸すのは構わない ☐ 3 ☐ 4 その他 ()	
②			☐ 1 売却など自由にしてよい ☐ 2 貸すのは構わない ☐ 3 ☐ 4 その他 ()	
③			☐ 1 売却など自由にしてよい ☐ 2 貸すのは構わない ☐ 3 ☐ 4 その他 ()	

「遺言等」の凡例
 1. 土地境界・隣地関係など。近所の人と争いやすい事項がある。 2. 建て替えについて制約がある。
 3. 道路の権利関係が複雑。 4. 地下に埋まっているものがある（他人の上下水道・ガス管など）。

放置された空き家を発生させないためには、住まいを相続した方が空き家をどうするか判断しやすくなることや、あらかじめ住まいの将来をご家族で話し合い、行動を先延ばしにしないことが大切です。「住まいのエンディングノート」は、家系図や、建物・土地の所有の状況に加え、これを将来どうしたいかなどの情報を住まいの所有者が記入できるものとなっています。

また、ご家族で一緒に住まいの将来を考えるきっかけとしてご利用いただくほか、住まいの「いかし方」「しまい方」に関する制度や手続きへの理解を深めるためにご利用いただくことも想定しています。

このノートが広く活用されることで、放置された空き家の発生抑制や空き家の適切な管理につながることを期待しています。

「空き家の行き先を考えるすごろく」でご家族で一緒に考えてみませんか？

「空き家の行き先を考えるすごろく」は、国土交通省のホームページよりダウンロード、または、建設計画課のカウンターで配布しています。



空き家の行き先を考えるすごろく

